

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（2.1.29 公布、2.4.1 一部施行）に伴い賦課限度額を引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	7.25/100 〔賦課割合：56/100〕	7.14/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	39,900円 〔賦課割合：44/100〕	現行どおり 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	610,000円	630,000円
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.24/100 〔賦課割合：56/100〕	2.29/100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	12,300円 〔賦課割合：44/100〕	12,900円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	190,000円	現行どおり
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.59/100 〔賦課割合：50/100〕	1.86/100 〔賦課割合：54/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,600円 〔賦課割合：50/100〕	現行どおり 〔賦課割合：46/100〕
	賦 課 限 度 額	160,000円	170,000円

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（2.1.29 公布、2.4.1 一部施行）に伴い低所得世帯の保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7 割減額 世 帯	所得が33万円 を超えない世帯	基礎	27,930円	現行どおり	基礎	現行どおり
		後期	8,610円		後期	9,030円
		介護	10,920円		介護	現行どおり
5 割減額 世 帯	所得が〔33万円+ <u>28万円</u> × 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎	19,950円	所得が〔33万 円+ <u>28万5千</u> 円×被保険者数〕 を超えない世帯	基礎	現行どおり
		後期	6,150円		後期	6,450円
		介護	7,800円		介護	現行どおり
2 割減額 世 帯	所得が〔33万円+ <u>51万円</u> × 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎	7,980円	所得が〔33万 円+ <u>52万円</u> × 被保険者数〕を 超えない世帯	基礎	現行どおり
		後期	2,460円		後期	2,580円
		介護	3,120円		介護	現行どおり

*基礎：基礎賦課額

*後期：後期高齢者支援金等賦課額

*介護：介護納付金賦課額

3 施行期日

本年4月1日